

〔二〕スピードアップに関する東日本部の嘆願書

立石局長宛（一月十四日）

一、スター改正に依る給與時分を五分減にされた理由 我々は昨年の調停委員会に於て標準給與時分の五分減を止むなく承認し未だありますか、来る十六日より実施されんとする給與時分の削減は一割以上であつて、斯くては調停委員会に於ける連日の努力も水泡に帰するのみならず將來当面の協約に疑惑を差し挿むの悪影響を招来するを甚だ遺憾と存じます。故に給與時分の一割削減案を即時撤回せぬ場合、約通り実行せんことを嘆願するものであります。

二、運輸従員の昇給規程を組合案通りに制定せんとする理由 昨年の調停委員会に於て昇給規程は当然に更生案と從業員に從来適用之れおたる規程を折衷し、合理的に作業することを当局が言明されたるも、決定されしと聞く昇給率規程は、更生案を更に改悪せしものにして我々從業員の予

期に反するものであります。故に我が東京交通労働組合電車部は最大の譲歩案として収容に提出したる組合案通り実施されんことを嘆願するものであります。

右二ヶ條在更生案發表に依る爭議調停委員会の決定にて、二ヶ月を経たる今日協約を破棄されたるは甚だ遺憾と存り次第で左の如ご回答されんことを望むのであります。

(頃末)右に開いて電車部常任委員は、再三運輸課長及労働課長に交渉を續りて未だもつてあつて、十八日リ会見に於て局長は(一)に於いて「多少労働強化とあるも収入には変りなし」(二)就ては大体調停委員会協定通りにあり、「停車制短縮案」庫上したのであるから二月位の昇給期延長は承認せられたし大體以上から聞き回答を擧へたるも、其の後猶折衝の結果、給與時分の百余の三を加算給與することに依り解決するに至つた、満足の解決に付し電車各支部は、不満を以て本部従員の責任を問う組合混亂の因となつた。